

集中科目履修生の取扱いに関する規程

平成10年3月30日

放送大学規程第6号

改正 平成10年12月8日、平成12年10月11日、
平成16年3月26日・9月30日、平成22
年10月13日、平成24年3月28日、平成
31年2月20日

(目的)

第1条 この規程は、放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号。以下「学則」という。）第16条に規定する集中科目履修生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(集中科目履修生の種類)

第2条 集中科目履修生は、放送大学教養学部の授業科目に関する規程に定める司書教諭資格取得に資する科目を履修するための集中科目履修生とする。

(修業期間)

第3条 修業期間は、7月1日から9月30日までの3月間とする。

(入学の時期)

第4条 入学の時期は、7月1日とする。

(入学金)

第5条 入学金は、5,000円とする。ただし、集中科目履修生として前年度に在学していた者が入学する場合及び他の教育機関等の推薦に基づき集団で入学する場合の入学金は、2,500円とする。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、集中科目履修生の取扱いに関しては、学則における科目履修生の例による。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月8日）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月11日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成22年10月13日）

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則（平成24年3月28日）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成31年2月20日）

この規程は、平成32年4月1日から施行する。